

## 地方議会について（関係資料集②）

---

〈なり手不足の要因に関する制度等〉

# **地方議会に対する住民理解の促進**

# 住民と議会との意思疎通の充実（議会モニター）

## 町村議会における議会モニター制度の事例

### 北海道芽室町議会

- 基本情報
  - ・ 人口（平成27年国調） 18,484人
  - ・ 議員（平成30年12月31日現在） 16人（うち女性議員3人）

#### ○モニター制度の概要

- ・平成24年度から導入。
- ・「町民により開かれた議会を目指す」という活性化策として導入された。
- ・本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に関し町民からの意見・提言などを広く聴取し、議会運営に反映すること」としている。

#### ○実績

- ・平成24年度以降毎年開催。

### 北海道栗山町議会

- 基本情報
  - ・ 人口（平成27年国調） 12,344人
  - ・ 議員（平成30年12月31日現在） 12人（うち女性議員2人）

#### ○モニター制度の概要

- ・平成21年度から導入。
- ・議会の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とするもの。

#### ○実績

- ・平成21年度以降開催。

出典：全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査の概要」（平成29年1月1日～12月31日）  
芽室町議会HP、栗山町議会HP



（実際の様子・地方議会活性化シンポジウム2016より）



（実際の様子・栗山町議会HPより）

議会モニター制度を採用している町村：北海道浦幌町、宮城県亘理町、長野県喬木村、和歌山県かつらぎ町、徳島県那賀町、福岡県大刀洗町、鹿児島県南大隅町 ほか

## ○ 議会モニター制度を採用している市

出典：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」（平成30年12月31日現在）

岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県滝沢市、宮城県白石市、宮城県登米市、山形県鶴岡市、福島県会津若松市、群馬県桐生市、埼玉県加須市、埼玉県戸田市、東京都町田市、神奈川県伊勢原市、石川県加賀市、福井県越前市、福井県大野市、長野県塩尻市、静岡県富士市、愛知県岩倉市、愛知県北名古屋市、三重県四日市市、京都府京都市、大阪府大東市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県宍粟市、奈良県桜井市、山口県防府市、山口県山陽小野田市、徳島県小松島市、大分県佐伯市、宮崎県小林市、沖縄県名護市

# 住民と議会との意思疎通の充実（政策サポーター）

## 長野県飯綱町議会における取組

### ○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 11,063人
- ・ 議員（平成29年10月1日現在） 13人（うち女性議員3人）

### ○ 背景

- ・ 議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
- ・ 同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。

### ○ 政策サポーター制度の概要

- ・ 常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
- ・ テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
- ・ 1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。

### ○ 政策サポーターについて

- ・ 定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
- ・ 任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
- ・ 議論のほか、議会及び長の政策について意見を提言、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
- ・ 謝金は、3,000円／回。

### ○ 実績

- ・ 「行財政改革」、「集落機能の強化と行政との協働」、「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方」などこれまで6テーマについて政策サポーター会議を実施し、延べ43名の政策サポーターが参加。
- ・ 平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
- ・ 平成29年10月22日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人2名が立候補し、いずれも当選。  
（政策サポーター出身者の前職1名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった）

# 住民と議会との意思疎通の充実（議会と住民とのコミュニケーションの場）

## 北海道浦幌町議会 ～まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会～

### ○ 基本情報

- ・ 人口（平成27年国調） 4,919人
- ・ 議員（平成29年10月1日現在） 10人（うち女性議員1人）

### ○ 背景

議会の活性化の中で実施した住民アンケート調査において、「議員と住民との距離が遠い」、「議員に伝える場がない」などの意見があったことを踏まえ、議員が住民とふれあい、意見交換できる場を設けることを決定。

### ○ まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会の概要

まちなかカフェDE議会は、スーパーの一角などにカフェコーナーや議会制度等に関する展示を設置し、来訪した住民が、気軽に議員と交流することができる場を設ける取組。合わせて、住民アンケートを実施し、住民の声を政策へとつなげていくことを目指す。

まちなかおじゃまDE議会は、議員が、各種会合や小学校を訪問し、意見交換等を行う取組。

### ○ 開催実績

#### ・ まちなかカフェDE議会

日時	場所	訪問者数
H28.3.6(日) 9:30-15:00	中央公民館	10人
H28.5.14(土) 10:00-15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	10人
H28.8.6(土) 10:00-15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	18人
H28.11.5(土) 12:00-18:00	教育文化センター	10人
H29.3.5(日) 9:30-12:00	中央公民館	20人
H29.5.20(土) 9:30-12:00	教育文化センター	11人

#### ・ まちなかおじゃまDE議会

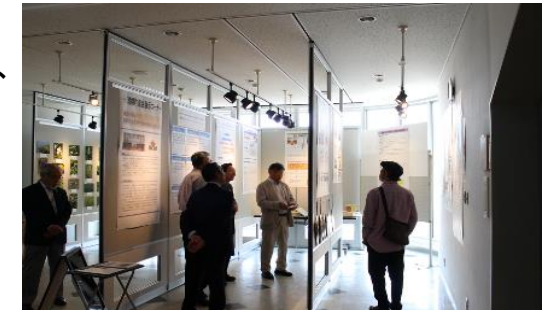
日時	場所	訪問者数
H28.11.20(日) 10:00-12:00	浦幌消防署	15人
H29.2.10(金) 13:00-13:45	上浦幌会館 (上浦幌小学校児童)	8人

### ○ 成果

まちなかカフェDE議会における住民の意見やアンケート調査の結果を踏まえ、議会から町長に対して、政策提案書「安全・安心なまちづくりを目指す防災体制」を提出するなど、具体的な政策化につなげている。



まちなかカフェDE議会の様子



議会に関する展示



浦幌消防第1分団と議員のなり手不足について意見交換

# 女性模擬議会の開催状況について

## 市における女性模擬議会の開催状況

都道府県	市区	人口	議員定数	女性議員数	開催日	テーマ・議題	当日議員となった人数	傍聴者数
富山県	くろべ 黒部市	40,991	18	2	H30.11.19	1月の本会議に向けた、正副議長の選任や委員会構成の決定、市の主要施策の聴取（組織議会）	18	9
富山県	となみ 砺波市	49,000	18	2	H30.7.12 H30.11.22	女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させる。	15 15	8 70
富山県	なんと 南砺市	51,327	20	1	H30.7.18 H30.11.19	生活者および女性の観点から社会を見つめ、日常の活動から問題を提起し、市政に反映させる。	14 14	19 33
千葉県	いんざい 印西市	92,670	22	6	H30.10.31	市政に関する一般質問	8	19
山梨県	いらさき 韮崎市	30,680	18	2	H30.8.8	市政一般について	13	25
静岡県	しまだ 島田市	98,112	20	4	H30.7.30	参加者による一般質問	8	34
愛知県	にしお 西尾市	167,990	30	3	H30.11.14	市政全般	7	63
愛知県	いぬやま 犬山市	74,308	20	2	H30.2.14	いちにち女性議員による模擬議会と議員間討議	10	16
愛知県	しんしろ 新城市	47,133	18	2	H30.11.28	参加者による一般質問	8	(不明)

【出典】人口：平成27年国勢調査（H27.10.1現在）  
 議員定数：全国市議会議員定数「市議会議員定数に関する調査結果」（H30.12.31現在）  
 女性議員数：「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（平成30年12月31日現在）  
 女性議会の開催状況：全国市議会議員定数「令和元年度市議会の活動に関する実態調査結果」等（H30.1.1-H30.12.31実績）

## 町村における女性模擬議会の開催状況

町村においては、山梨県丹波山村<sup>たばやまむら</sup>、長野県小海町<sup>こみまち</sup>、香川県まんのう町<sup>ちよう</sup>の3自治体が女性議会を実施（全国町村議会議員定数「第64回町村議会実態調査」（H29.1.1-H29.12.31実績））

**地方議会制度  
(議員のなり手不足の要因関係)**

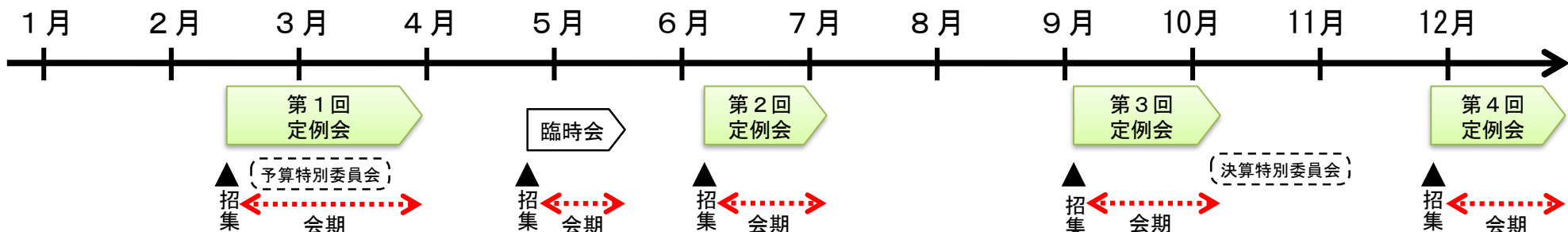
## **( 1 ) 時間的な要因**



# 地方議会の会期のあり方の見直し（基本イメージ）【H24地方自治法改正】

（改正前）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（地方自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（地方自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（地方自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。



多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにする観点から、定例会・臨時会を開催することなく、**通年の会期**を設け、**予見可能性のある形で定期的に会議を開く議会運営を行うことを条例で選択できる**よう制度化

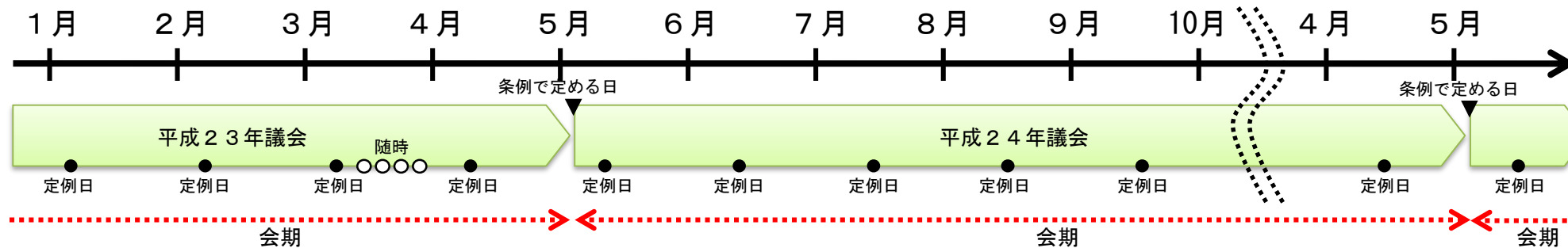
（新制度）

（選択制）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで

（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



# 通年会期等を採用している団体の状況

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数……………1県10市25町村

北海道：森町、豊浦町、洞爺湖町、日高町  
岩手県：久慈市、葛巻町  
宮城県：川崎町、大和町、美里町  
福島県：福島市、小野町  
茨城県：常総市  
神奈川県：厚木市  
新潟県：柏崎市、阿賀町、関川村  
石川県：津幡町、中能登町、能登町  
栃木県：栃木県  
三重県：鳥羽市  
大阪府：四條畷市、島本町、豊能町、能勢町、河南町  
岡山県：鏡野町  
徳島県：小松島市、三好市、勝浦町、那賀町  
福岡県：川崎町  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：多良木町、あさぎり町

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数……………2県21市区29町村

北海道：根室市、福島町、利尻富士町、白老町、芽室町、池田町  
岩手県：滝沢市、紫波町、矢巾町、平泉町、  
宮城県：登米市、蔵王町、柴田町、色麻町、涌谷町  
秋田県：東成瀬村  
福島県：只見町、会津美里町  
茨城県：守谷市  
群馬県：中之条町  
千葉県：長生村、大多喜町  
東京都：青梅市、あきる野市、文京区、荒川区  
神奈川県：相模原市、寒川町、開成町  
石川県：金沢市、白山市、内灘町  
長野県：軽井沢町、小布施町、信濃町  
愛知県：豊明市  
三重県：三重県、四日市市  
滋賀県：滋賀県、大津市  
京都府：京都市、亀岡市、精華町  
大阪府：枚方市、大東市、大阪狭山市  
和歌山県：かつらぎ町  
高知県：土佐清水市  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：御船町  
鹿児島県：南大隅町

※ 下線部は都道府県

# 夜間・休日等議会の活用状況

## ○ 市区議会

出所：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」をもとに作成

### 【休日等議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数 (人/件)
平成25年	19	22	34.1
平成26年	17	20	23.9
平成27年	19	21	29.2
平成28年	19	21	44.8
平成29年	19	21	35.3
平成30年	20	22	36.6

### 【夜間議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数(人 /件)
平成25年	2	2	45.5
平成26年	2	2	32.5
平成27年	3	3	62.0
平成28年	3	3	49.7
平成29年	4	4	17.5
平成30年	3	3	36.7

## ○ 町村議会

出所：全国町村議会議長会「町村議会実態調査」をもとに作成（※平成25年以前の調査対象期間は前年7月1日～当年6月30日）

### 【休日等議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	32	1.4
平成26年	31	1.4
平成27年	32	1.3
平成28年	27	1.4
平成29年	33	1.2

### 【夜間議会】

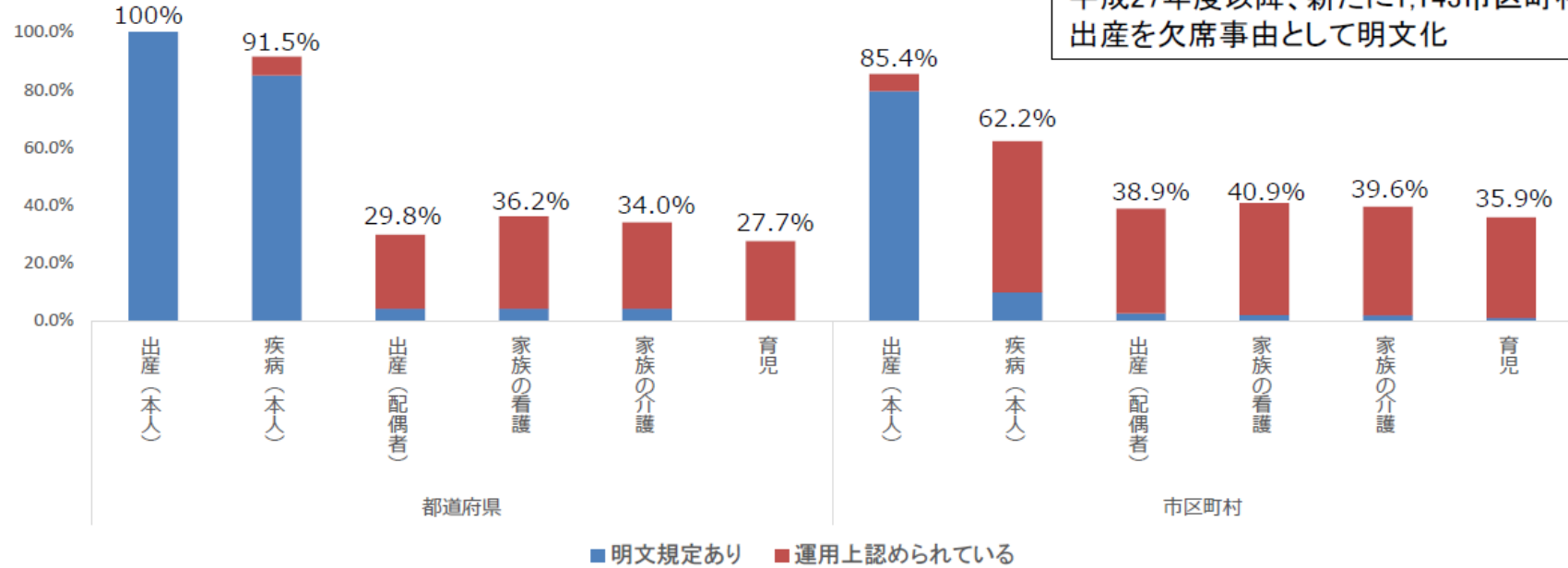
	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	19	1.7
平成26年	18	1.9
平成27年	16	1.8
平成28年	14	1.9
平成29年	17	1.7

※ 都道府県議会においては開催事例なし

出所：都道府県議会運営における事例調(平成30年3月)をもとに作成  
(調査期間は、平成25年7月1日～平成29年6月30日)

# 地方議会の会議規則における欠席事由

地方議会の欠席規定の整備状況（欠席事由として認められている事由の状況）



平成27年度以降、新たに1,143市区町村が  
出産を欠席事由として明文化

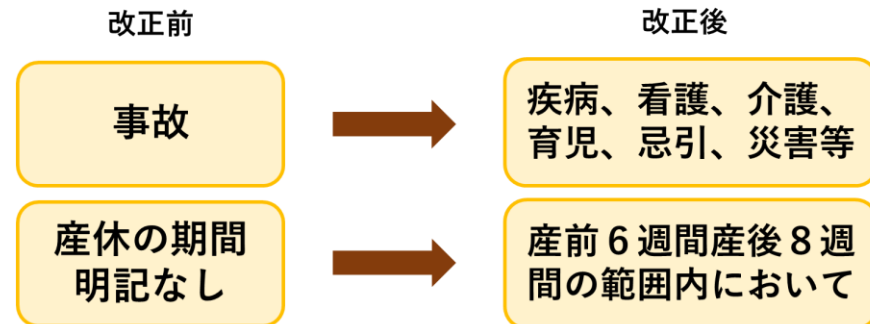
※ 記載の割合は、「議会会議規則等で明文規定あり」と「運用上認められている」の合計の割合

(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成30年度)(原則として、平成30年4月1日現在の状況)

※内閣府資料から転載

## 榛東村議会会議規則 主な改正内容

会議の欠席理由及び出産のために欠席できる期間の明確化



出典：地方議会活性化シンポジウム2019における群馬県榛東村議会 南議長発表資料

## **(2) 経済的な要因**

# 議員報酬（地方自治法第203条）の沿革

## 〔議員報酬及び費用弁償〕

- 第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
  - 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
  - 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## <市制・町村制における主な経緯>

### [明治21年]

- ・「議員ハ名誉職トス」との規定があり、無給とされた。
- ・「名誉職員ハ此法律中ニ規定アルモノヲ除クノ外職務取扱ノ為メニ要スル実費ノ弁償ヲ受クルコトヲ得」とされていた。

### [昭和21年]

- ・ 名誉職員制度が廃止された。
- ・ 市会・町村会の議員について、初めて報酬の支給規定が設けられた。

〔改正理由〕 地方公共団体の事務が著しく複雑多岐を加え繁劇となってきたので、執行機関のみでなく議員や参事会員の職務もまた相当に多忙となり、有権者の増加に伴って出費も増加する実情にあるため、また、議員は選挙に多額の費用を要するほか、議員としての交際等のためにも相当多額の費用を必要とするため、明確に議員にも勤務に相当する報酬を支給することができる建前とする方が適当であると考えられたことによるもの。

## <地方自治法における主な沿革>

	主な改正内容等
昭和22年 (地方自治法制定)	・ <u>報酬の支給根拠規定が義務規定</u> (「…支払わなければならない。」)とされたほかは、市制・町村制の規定を引き継いだ。
昭和31年	・ 議員に対して、条例で、期末手当を支給することができることとした。
平成20年	・ 議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が議員報酬に改められた。

# 議員報酬等の状況

## 【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

（議員報酬及び費用弁償）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## ○逐条地方自治法〔第9次改訂版〕（松本英昭 著）

- ・「議員報酬」という名称とされても、「報酬」という「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であることには変わりがない。
- ・「給料」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称しているのであって、…（中略）…給料は、生活給の性格を有する。

## （参考）人口段階別の議員報酬等の状況

人口段階	議員定数	議員報酬(円)	年間会期日数(日)
～1,000人	7.83	169,772	26.28
1,001人～10,000人	10.37	196,342	35.99
10,001人～30,000人	14.30	250,007	55.85
30,001人～100,000人	19.30	359,896	85.29
100,001人～(都道府県・指定都市を除く。)	30.27	516,652	96.12
指定都市	59.10	797,225	112.72
都道府県	57.17	814,417	111.37

出典：全国都道府県議会議長会「第13回都道府県議会提要」、全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」、全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」、総務省「所属党派別人員調」・「地方公務員給与実態調査」等を基に作成。

調査時点：都道府県議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、H30.4.1現在、年間会期日数については、H26.1.1～H26.12.31実績。

市区議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、H30.4.1現在。年間会期日数については、H30.1.1～H30.12.31実績。

町村議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在。議員報酬月額については、H30.4.1現在。年間会期日数については、H29.1.1～H29.12.31実績。

※ 年間会期日数については、通年議会及び通年会期制を導入している団体を除く。

※ 議員報酬については、日当制(30,000円)としている福島県矢祭町を除く。

# 政務活動費の沿革等

## 改正の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）  
平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
- ・ 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正

※ 民主党・無所属クラブ、自民党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の4派共同提案による議員修正

## （改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

## 政務活動費制度の概要

- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

47都道府県、718市区、189町村において政務活動費を交付

（出典）全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」平成30年12月31日現在  
全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」平成30年7月1日現在



# 政務活動費の対象

・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動 ・私人としての活動 等

## 会派・議員としての活動

- ・ 会派・議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの  
(例)補助金の要請活動 等

## 調査研究活動

- ・ 会派・議員としての活動  
(例) ・議会活動に係る調査 ・議会活動に係る資料の作成  
・議員・会派による広報活動 ・会派による会議 等  
のうち、調査研究活動と認められるもの

## 議会活動

- ・本会議への出席 ・委員会への出席  
・全員協議会への出席 ・議員派遣 等

政務活動費

※充当可能経費の  
範囲は条例で定める

費用弁償

# 政務活動費に関する参考条例及び参考指針等（各議長会）

## ○政務活動費の交付に関する参考条例等

### 全国都道府県議会議長会

- ・「全議第268号 全国都道府県議会議長会会長通知」（平成24年11月）
  - 〔・「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する条例（例）」
  - 〔・「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する規程（例）」

### 全国市議会議長会

- ・「政務活動費の交付に関する参考条例等検討会報告書」（平成24年11月）
  - 〔・「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」（会派用・議員用・会派及び議員用）
  - 〔・「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する規則案（例）」（会派用・議員用・会派及び議員用）

### 全国町村議会議長会

- ・「全町村議第397号 全国町村議会議長会会長通知」（平成24年11月9日付）
  - 〔・「〇〇町（村）議会政務活動費の交付に関する条例（例）」
  - 〔・「〇〇町（村）議会政務活動費の交付に関する規程（例）」

## ○政務活動費に関する参考指針等

### 全国都道府県議会議長会

- ・「政務活動費の運用に係る考え方」・「政務活動費の運用に係る考え方 参考資料」（平成30年12月）

### 全国市議会議長会

- ・「政務活動費に関するQ&A（参考指針）」（平成31年2月）

### 全国町村議会議長会

- ・「政務活動費の透明性の確保」（平成31年2月）

# 地方議員の年金に対する三議長会の見解

## 全国都道府県議会議長会 発表資料(第3回研究会)

総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への意見（令和元年11月15日）

（立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備）

### 4 厚生年金への地方議会議員の加入

一般の会社員や若者、女性等が、議員という職業に立候補する場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でもスムーズに人生を歩めるようにするとともに、家族の心配等を軽減するため、厚生年金に地方議会議員が加入できるようにしていく必要がある。

## 全国市議会議長会 発表資料(第2回研究会)

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（令和元年6月11日）

### 7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

## 全国町村議会議長会 発表資料(第2回研究会)

議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望（令和元年7月）

### 14 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

### **(3) 身分に関する規定**

# 地方議会議員の身分①（請負・兼業の禁止）

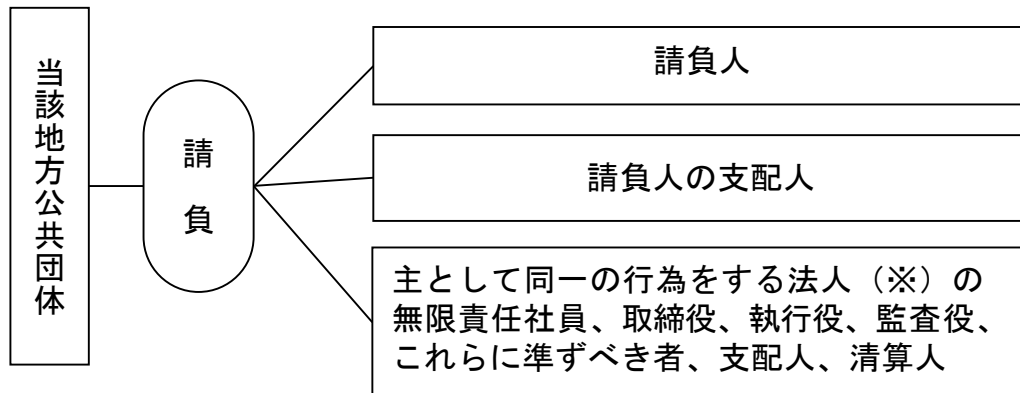
## ○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができない。

この兼業禁止に該当するかどうかは、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定し、決定を受けて議員は失職する（法 § 127①）。

【請負の相手方】

【禁止される業】



※ 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

※上記の法規制のほか、勤労者は各企業等の就業規則等により兼業が困難な場合がある。

### 【就業規則イメージ①】

○従業員が所定の労働時間外に兼業を行う場合は、事前に届出を行い、会社から許可を受けなければならない。

### 【就業規則イメージ②】

○社員は、その職務のほかに、報酬を得て他の業務に従事し、又は営利企業を営もうとするときは、事前に所属長の許可を受けなければならない。

# 請負・兼業の禁止（地方自治法第92条の2）の沿革

## 〔議員の兼業禁止〕

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることをできない。

## ＜市制・町村制における主な経緯＞

〔明治44年〕 市町村に対して請負をなす者及びその支配人又は市町村に対して主として同一の行為（＝請負）をなす法人の無限責任社員、重役及び支配人は、その市町村において被選挙権を有しない旨規定（これ以前は制限規定無し）。

〔大正15年〕 市町村と請負の関係にある者にも被選挙権は付与されるが、その請負をやめまたはその業務の従事がない限り、当選しても市町村会議員となりえない（当選告知から5日以内に当選の承諾を申し立てない場合は、辞退とみなす）旨などを規定。

〔昭和21年〕 議員の請負禁止規定は廃止。

〔改正理由〕・現在の経済取引の実情から考えて、公平な見解のもとに公務を遂行することについて弊害の生ずる余地のない場合もあり、現行規定は甚だしく権衡を失う場合がある。

・この制度を廃止しても、議員は一身上に関する事件については会議に参加できないから、実際問題としてこれを防止しうる制度的保障がある。

## ＜地方自治法における主な沿革＞

	主な改正内容等
昭和22年 (地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規定無し（※普通地方公共団体の長の請負は禁止）</u> 〔趣旨〕 議員は合議体の一構成員にすぎないため地位を利用して私利を図る危険も少なく、また、広く人材を求める必要等から地方自治法にはこの制度を採用されなかったが、首長は独任制であり、かつ契約の締結および収支の命令の権限を有していて、弊害が予想されるので、請負禁止規定が存置された。</li></ul>
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>請負禁止を規定（旧制度を踏襲）</u> 〔改正理由〕 地方議会は国会とは違い重要な契約や財産の取得等も議決事項としており、その意味で当該団体に対して直接請負をする行為をやめて、議員としての活動の信用を高め、または執行への疑いをなくすこととしたもの。</li></ul>

# 高知県大川村における検討の経緯について

## <高知県大川村・高知県>

## <総務省>

平成29年 5月 議長から議会運営委員会に対し、町村総会設置の検討の必要性について諮問

6月 村長が町村総会に関する調査研究の開始を表明

8月 大川村議会運営委員会答申  
・現在の大川村において、議員として活躍を期待できる人材は育ってきており、議会組織は今後も維持できると考える

9月 村長が町村総会の検討中断を表明

12月 高知県・大川村から「大川村議会維持に向けた提言」を総務省に提出  
・補助金の交付又は指定管理者の指定を受けることが、議員に禁止される「請負」に該当するかどうか、通知等により明確にすること 等

平成30年12月 村長が、議員や団体役員らとの兼業禁止を緩和する条例の制定が可能か検討する考えを表明

平成31年 1月 村議会において条例案のとりまとめ  
大川村から高知県に対し、条例案について助言依頼

2月 高知県から大川村に対し、条例の修正案を助言  
大川村議会全員協議会において条例案とりまとめ

3月 条例可決、成立（議員提案）

平成29年7月 「町村議会のあり方に関する研究会」設置  
・小規模な地方公共団体における幅広い人材の確保、町村総会のより弾力的な運用方策の有無その他の議会のあり方に係る事項などについて検討

平成30年3月 「町村議会のあり方に関する研究会報告書」提出  
・条例で「多数参画型(※)」と「集中専門型」という議会のあり方についても選択できることなどを提言  
※多数参画型の場合、契約締結等の議決事件の除外とあわせ、兼業禁止の緩和を提示

4月 総務省から請負禁止に係る解釈通知を発出  
・補助金の交付、指定管理者の指定を受けることは、特段の事情がある場合を除き、自治法の請負禁止に該当するものではない 等

# 平成30年4月25日通知「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」

総行行第94号  
平成30年4月25日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

## 地方議会に関する地方自治法の解釈等について

地方議会に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）の解釈等について問い合わせ等がありましたので、参考のため次のとおりお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしく願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 1 地方自治法第92条の2等の解釈について

地方自治法第92条の2の規定により、議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者等たることはできないこととされています。これは、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを趣旨とするものです。

同条の請負は、ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではないと解されます。

また、議員又は議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体から同法第232条の2の規定による補助金の交付又は同法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けることについては、前者は贈与に類するものであり、後者は議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって公の施設の管理を行うものであり、特段の事情がある場合を除き、いずれも当該地方公共団体と営利的な取引関係に立つものではないため、同法第92条の2の請負に該当するものではないと解されます。

なお、以上の解釈については、同法第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第11号の請負についても同様です。

### 2 地方自治法第123条に係る取組について

地方自治法第123条の規定により、地方議会は書面又は電磁的記録をもって会議録を作成しなくてはならないこととされています。これは、住民の求めに応じて閲覧させることなどにより、議事公開の原則を全うすることを趣旨とするものです。

議会活動の透明性向上の観点から、会議録については、速やかに作成するとともに、住民が閲覧しやすい環境に置くことが重要と考えられます。音声認識技術の活用により会議録作成に係る作業の効率化が図られている事例等も参考にしつつ、会議録のホームページ上での公開等に積極的に取り組んでいただくようお願いします。



# 「大川村議会議員の兼業禁止を明確にする条例」(平成31年3月4日成立)

## 大川村議会議員の兼業禁止を明確にする条例 (平成31年4月1日施行)

### (目的)

第1条 この条例は、大川村の特殊な要因が過疎化に作用していた実情を真摯に受け止め、議会議員のなり手不足をできる限り補うため、憲法の定める地方自治の本旨を尊重し、議会議員の兼業禁止について明確化を図り、大川村議会を維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 前条の目的を達成するために、地方分権の精神を尊重しつつ、日本国憲法第92条の概念を基に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第13項の定めを重視して、特性に応じた村づくりが推進できることを基調とし定義とする。

### (解釈1)

第3条 次の各号に掲げる行為については、法第92条の2に規定する「請負」に該当せず、大川村議会議員は、これらの行為を行うこと又はこれらの行為を主として行う法人の役員等となることができるものとする。

- (1) 大川村から法第232条の2の規定による補助金の交付を受け、補助事業を実施すること。
- (2) 大川村から法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受け、公の施設を管理すること。
- (3) 大川村との土地賃貸借契約のうち、営利目的ではない契約又は継続的・反復的ではない契約を締結すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、経済的ないし営利的な取引契約で、物品、役務などを供給することを目的とし、かつ継続的、反復的にされるものであるとは言えない契約を締結すること。

### (解釈2)

第4条 前条に定めるもののほか、大川村と請負関係にある公益法人のうち、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職員の職務遂行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情が認められない法人は、法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」に該当せず、大川村議会議員は、当該法人の役員等となることができるものとする。

### (公表)

第5条 村長は、前条の規定により「主として同一の行為をする法人」に該当しないとされた法人名について、毎年度議会に報告した上で公表するものとする。

### (準用)

第6条 第3条第1号及び第2号については、法第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第11号についても、これに準ずる。

### 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大川村に主たる事業所を有する公益的法人のうち、大川村議会議員の兼業禁止を明確にする条例第5条により、地方自治法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」に該当しないと認める法人を下記のとおり公表する。

平成31年 4月 2日

大川村 長



記

大川村森林組合  
大川村ふるさとむら公社  
株式会社むらびと本舗

### <参考>

(単位：千円、%)

法人名称	平成31年度予算額 (A)	うち村からの請負額 (B)	請負比率 (B) / (A)	兼業の可否
大川村森林組合	86,879	3,500	4.0	○
大川村社会福祉協議会	64,168	37,613	58.6	×
大川村ふるさとむら公社	340,247	20,805	6.1	○
株式会社むらびと本舗	206,855	0	0.0	○

# 兼業・請負禁止に係る長等と議員との相違点

	議員	長等 (※副知事・副市町村長、選挙管理委員会等の委員、監査委員等も同様)
兼業・請負の禁止	<p>第九十二条の二</p> <p>普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>	<p>第四百二十二条</p> <p>普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>

## 【関連する議論】

平成三年三月十二日（火曜日） 衆議院 地方行政委員会

○ 中沢委員 今回の法改正では、それを少し緩めまして、第三セクターに対しても条件つきで兼職について認めよう、こういうことで出されておりますけれども、その法改正の趣旨、あるいは条件つきであるけれどもということは政令にゆだねるということだと思いますが、どういう法人について兼職を認めようとしているのか、具体的な基準ですとかあるいは範囲について、改めて聞いておきたいと思っております。

○ 浅野政府委員 現在、地方公共団体に対する請負が業務の主要な部分を占めている法人につきましては、その地方公共団体の長などが役員になることを禁じております。これは、そういう取引関係がある場合に両方の役職を兼ねておりますと、とかく不明朗なことが起こるのではないかと懸念もあるからだと考えております。

ところが、そういう請負関係がある法人の中にもいろいろございまして、いわばその地方公共団体の仕事を、主として効率よくという理由でございましょうが、いろいろな理由からいろいろな法人をつくりまして、そこが地方団体と取引が生じるというようなこともあるわけでございます。そういうように、別法人といひましても、地方公共団体がイニシアチブをとっていわば地方団体のかわりに仕事をやっているというものにつきましては、むしろそういう団体の外部に対する信頼を高める、あるいはその地方公共団体の意思というものをよりよく反映させるという点から、むしろ地方団体の長等が兼務することがいいものもあると考えられますので、そういう道を開こうというふうにございます。そういう趣旨でございますから、政令で指定する法人というのは、当該地方公共団体が資本等の二分の一以上を出資している法人、こういうふうに定めればよいのではないだろうかと考えております。

地方自治法の一部を改正する法律案大臣答弁資料（「改正地方制度資料第二十二部」から作成）

問八 議員について兼業禁止の適用除外規定を設けなかった理由如何。土地開発公社については適用除外としているのではないか。

答一 今回、兼業禁止の適用除外規定を設けるのは、普通地方公共団体の長等、執行機関に関する規定であるが、これは、いわゆる第三セクターが実際に地方公共団体側に求めている人的支援は原則として地方公共団体の事務の執行につき責任を負う執行機関からのものであることに鑑みそれらに限ったものである。

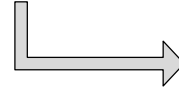
二 議会の議員については、議決に加わる等により地方公共団体の意思決定に参画するが、直接的に地方公共団体の事務の執行に携わるものとはいえず、従って兼業禁止の適用除外規定を設けてまで、第三セクターへの支援の方法として認める必要性がないものと考えられることから適用除外の対象外としたものである。

三 (略)

# 地方議会議員の身分②（被選挙権、兼職の禁止）

## ○地方議会議員の被選挙権

被選挙権：当該地方議会議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上のもの（§19）



日本国民たる年齢満18歳以上の者で  
引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有するもの（§18）

## ○兼職の禁止（法§92等）

- ・議員は、国会議員、他の地方議会議員、地方公共団体の常勤の職員のほか、下表に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされている。
- ・公職選挙法§89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

国会議員	法§92①	
他の地方公共団体の議員、地方公共団体の常勤の職員、短時間勤務職員	法§92②	
普通地方公共団体の長	法§141②	
行政委員会関係	教育委員会の委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律§6
	人事（公平）委員会の委員	地方公務員法§9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法§42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法§52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法§95
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法§132による同法§95の準用
	固定資産評価審査委員	地方税法§425①
固定資産評価員	地方税法§406①	
外部監査人	法§252の28③Ⅶ	
裁判官	裁判所法§52	
港務局の委員会の委員	港湾法§17①	

# 公務員等との兼職禁止（地方自治法第92条）の沿革

## [兼職の禁止]

第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)と兼ねることができない。

## <市制・町村制における主な経緯>

[明治21年] 所属府県・郡の官吏、有給の市町村吏員、検察官及び警察官吏、小学校教員などは市町村会議員になることができない旨を規定。

[大正15年] 在職の検事、警察官吏及び収税官吏は被選挙権を有しないこととされ、市町村の有給の吏員や教員などの職員は、在職中その市町村会議員との兼職はできない(※選挙への立候補は在職中も可能)とされた。

## <地方自治法における主な沿革>

	主な改正内容等
昭和22年 (地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国会議員との兼職禁止(都道府県・市町村議会議員相互の兼職は禁止されず)</li><li>・ 同一地方公共団体での有給の職員との兼職禁止(他の地方公共団体の有給の職員との兼職は禁止されず)</li></ul> <p>[趣旨]・ 執行機関と議決機関に同一の者が立場を違えて在職することは、議決機関の存在の意味を損ない、また執行機関としても弊害が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議員の職務の繁忙状況にかんがみ、兼任は不適當。</li></ul>
昭和23年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一地方公共団体のみならず他の地方公共団体の有給の職員との兼職も禁止</li></ul> <p>[改正理由] 当時都道府県議会議員の半分ないし20~30%は市町村長を兼任しており、執行機関と議決機関とを混同しているくらいがあるのみならず、両者の職務はいずれも多忙であり兼任は不適當である、とされたことによるもの。</p>
昭和25年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他の地方公共団体の議会の議員との兼職を禁止 (※このほか、公職選挙法において公務員の立候補制限を規定)</li></ul> <p>[改正理由] 公職選挙法の施行に伴う整理(同法の参議院での審議における修正により、地方公共団体の議会議員の在職中の立候補について、衆参両議院議員の選挙と同様、他の地方公共団体の議会議員の選挙についても禁止されたこととあわせ、自治法上も兼職が禁止された。)</p>
昭和26年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 兼職禁止の対象を「有給の職員」から「常勤の職員」に拡大(従来は対象から除外されていた民法上の契約関係に基づく雇員、傭人等も常勤である限り兼職禁止となった)</li></ul>

# 各国の基礎的自治体における兼業議員を前提とした議会制度

○下記各国などの基礎的自治体の議員は名誉職的な性格を持ち、通常は議員以外の職務により収入を確保している。

国名	イギリス	ドイツ	フランス
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の義務は、最低年1回本会議を開催することのみ。</li> <li>・午後又は夜に開催されることが多く、通常土日には開催されない(市民参加のために土日に開催する場合もある)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、議会は夕刻から開催される。</li> </ul> <p>※ バーデン＝ヴュルテンベルグ州(BW州)では、月に1回議会を開催するよう市町村法で規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は少なくとも4半期に1度開催される。</li> <li>・また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。</li> <li>・土日・休日、夜間開催も可能。</li> </ul>
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に報酬は支給されていない。</li> <li>・法に基づく手当としては、基礎手当(2008年平均:約80万円/年)、特別責任手当(議長などの役職者に支給)、世話手当(子どもや扶養家族の世話に係る経費を補填)、旅費等手当(旅費等の補助)がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、少額の基本手当(月額)、会議手当(本会議等への出席に係る手当)、政党活動に係る会議手当などが支給される。</li> <li>・このほか、議員活動のために給料が失われた場合に補填する手当(給料補填手当)がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則無償とされているが、少額の公務遂行手当や費用弁償が支給される。</li> <li>・議長(=首長)、助役、10万人以上のコミューンの議員に対し、公務員の給与に準じて報酬が支給</li> </ul>
定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙区ごとの定数は1～3名 (例) West Somerset district(人口34,306人、2016時点で人口最小の非大都市圏自治体) 議員数:28人(16選挙区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口規模に応じて州法において規定 (例) BW州の場合 ～1,000人:8議席、 1,001～2,000人:10議席 2,001～3,000人:12議席、 3,001～5,000人:14議席 5,001～10,000人:18議席 (以下略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口規模に応じて地方自治法で規定 ～99人:7議席、 100～499人:11議席 500～1,499人:15議席、 1500～2,499人:19議席 2,500～3,499人:23議席、 3,500～4,999人:27議席 5,000～9,999人:29議席 (以下略)</li> </ul>
議員活動と企業の休暇制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段なし。</li> </ul> <p>(参考)郡法及び市町村法の規定により、雇用者はその被用者が地方議員となることを妨げてはならず、また、地方議員の業務遂行のために必要な時間を与えなければならないこととされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口3,500人以上の地方議会議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、議会への出席等の準備に必要な時間を3か月毎に一定範囲で与えなければならない(その時間分の給与は無給)。</li> <li>・地方議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、本会議又は委員会等への出席を許可しなければならない(その時間分の給与は無給)。</li> </ul>
兼職禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。</li> <li>・政治的行為が制限されるポスト(事務総長、管理職、準管理職、監督官など)にある地方公共団体の公務員は、他の地方公共団体の議員になることもできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官吏(※)は、連邦議会議員及び州議会議員、当該自治体の議員との兼職が禁止されている(官吏がこれらの職に就任した場合は、一時的に停職すればよく、議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰可能)。</li> <li>・連邦議会、州議会、市町村議会間などにおける議員の兼職が非常に多い。</li> </ul> <p>(※) 恒常的任務として公権力の行使を担う、最も権威のある公務員。一般公務員、教員、警察職員など様々な職種がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の公務員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない(ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。)</li> <li>・地方議会議員と他の地方議会議員の兼職は、1つに限り可。</li> </ul>

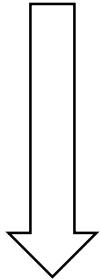
出典：自治体国際化協会調査資料(H27.2)、地方行財政検討会議 第一分科会(第1回)(H22.3.18)および(第3回)(H22.6.18)会議資料、「英国地方自治の素顔と日本」(内貴滋、H28.3)、「英国の地方自治(概要版)」(自治体国際化協会、H23.11)、「ドイツの地方自治」(自治体国際化協会、H23.10)、「フランスの地方自治」(自治体国際化協会、H21.6) などをもとに作成

## **(4) 立候補環境**

# 定数に関する地方自治法の改正経緯

## 【平成11年以前】

- ・ 都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員それぞれについて、人口区分に応じて定数を法定。
- ・ 条例により定数を減少させることができる。



### 【地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日・地方分権推進委員会）抜粋】

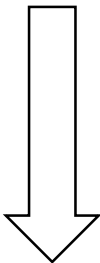
国は、議員定数について、地域の実情に応じた組織・構成の見直しが弾力的に行えるよう、人口段階を大括りにするなど、基準の一層の弾力化を図る。なお、この基準に見直しに当たっては、減数条例の制定状況を十分に勘案する。

### 【地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）抜粋】

議員定数については、減数条例の制定状況を勘案しつつ、基準の区分を大括りにするなどの見直しを行うとともに、議員定数を各団体の条例で定めるという方向で制度改正を行う。

## 【平成11年地方分権一括法】

- ・ 法定定数制度が廃止され、人口区分に応じて議員定数の上限数を法定し、その数を超えない範囲内で、条例により定数を定めることとされた。
- ・ 市議会議員の定数の上限について、人口区分を大括り化。（18区分から11区分）



### 【今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申 （第29次地方制度調査会答申（平成21年6月16日）抜粋）】

議会の議員定数については、現在、その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべきである。この場合において、各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべきである。

## 【平成23年地方自治法改正】

- ・ 議員定数の法定上限が撤廃され、議員定数は各地方公共団体の自主的な判断のもとで、条例で定めることとされた。

# 労働基準法第7条の「公民権行使の保障」について

## 【労働基準法（昭和22年法律第49号）】

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合については、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

### ○労働基準法上－労働法コンメンタール3－〔平成22年版〕（厚生労働省労働基準局 編）（抄）

被選挙権について、これが公民としての権利に含まれることは当然である…（中略）…なお、市会議員等の公職への就任について使用者の意思にかからしめることは、労働者の公民権の行使の自由を制限するものであって許されないところであり、裁判例も、公職への就任を会社に対する届出事項とするにとどまらず、使用者の承認にかからしめ、労働者がその承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する旨の就業規則の定めについて、「労働基準法七条が、特に、労働者に対し労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは…右労働基準法の規定の趣旨に反し、無効のものと解すべきである。」（最高裁第二小法廷判決 昭三六年（オ）第一二二六号 十和田観光電鉄事件）としている。（中略）

公の職務の執行のために必要な時間が著しく長期にわたる場合に、当該労働者を休職にしたり、解雇したりすることができるかという問題がある。…（中略）…本条は正常な労働関係を前提として労働者の公的活動との調和を図る趣旨のものであり、また、文理上も不利益取扱いの禁止まで含まれているとは考えられないので…（中略）…解雇しても本条違反は成立しないと解すべきである。裁判例でも、「同規定は、…労働者が公職についたため、使用者の立場からその労働関係が維持出来なくなったことを理由としてこれを解雇することまで禁止するものではない。」としたものがある（長崎地裁判決 昭四二年（ヨ）第一六五号 宝酒造島原工場事件ほか）。

### ○労働法〔第11版〕（菅野和夫著）

「公民としての権利」とは、公職選挙の選挙権・被選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治法上の住民の直接請求、特別法の住民投票などであり、「公の職務」とは、各種議会の議員、労働委員会の委員、検察審査員、公職選挙の選挙立会人、裁判所・労働委員会の証人などの職務とされている。（中略）

従業員が会社の承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する、と定める就業規則条項は、公民権保障規定の趣旨に反し無効である。しかし、「公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害する虞れのある場合」には、普通解雇は許容される。



# 不利益取扱いの禁止に関する条文について

## 【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)】

(趣旨)

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)】

(目的)

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(事業者の協力)

第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 略

**(5) その他  
及び 近年の改正事項**

# 議決事件（地方自治法第96条）の沿革

## [議決事件]

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## <主な沿革>

	主な改正内容等
昭和22年 (地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の規定(条例の改廃、予算の決定、決算の認定、使用料等の賦課徴収、権利の放棄 等)</li> </ul>
昭和23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の追加(条例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分、条例で定める契約の締結等)</li> </ul>
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の整理(条例で定める財産の取得又は処分、契約の締結について、「重要なもの」に整理)</li> </ul>
昭和38年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事項の追加(財産の交換・譲渡・貸付け等、公の施設の長期かつ独占的利用)</li> <li>議決事件の整理(契約の締結、財産の取得又は処分について、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める」ものに改定)</li> </ul>
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の追加(財産の信託)</li> <li>政令の財産の取得・処分の基準に信託受益権の売買を追加</li> </ul>
平成11年 (地方分権一括法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の条例による追加について、法定受託事務をその対象から除外</li> </ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の追加(法定受託事務)</li> </ul>

## 第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(H17.12.9)

### 議会のあり方

- (1) 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべき
- (2) 委員会の委員を、閉会中など一定の場合に、委員会条例により議長が指名することで選任できるようにすべき
- (3) 議案提出権について、委員会にも認めるべき
- (4) 学識経験者等が議案を調査・報告できることとすべき
- (5) 会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき
- (6) 専決処分の要件の明確化を図るべき
- (7) 必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要
- (8) 法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討
- (9) 議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討
- (10) 勤労者が立候補・議員活動できる環境整備、議員と他団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題
- (11) 議員を「公選職」と位置づけるべきとの意見について、法的効果や政治活動と公務の関係等の論点があり、引き続き検討
- (12) 小規模自治体においては会期制度を廃し、週1回夜間の会議開催など、規模に適した新たな議会制度を、今後検討すべき

### ○平成18年地方自治法改正

- ・ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止
- ・ 委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名し選任ができることとする
- ・ 委員会の議案提出権を認める
- ・ 学識経験者等の知見を活用
- ・ 電磁的記録による議事録の作成を可能に
- ・ 専決処分の要件を明確化
- ・ 議長に、議会運営委員会の議決を経て、長に対して臨時会の招集請求する権限を付与する

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした
- ・ 議員定数の法定上限を撤廃

# 議会制度に関する最近の主な地制調の答申事項の制度化の状況②

## 第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(H21.6.16)

- (1) 議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき
- (2) 法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき
- (3) 法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられるものに対する措置を検討していく必要
- (4) 長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾力的な議会のあり方を促進すべき
- (5) 議会の招集権の議長への付与について、平成18年改正の議長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討
- (6) 長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大すべき
- (7) 契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき
- (8) 住民訴訟の係属中に損害賠償・不当利得返還請求権を放棄することを制限する措置を講じるべき
- (9) 議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況も勘案しつつ、検討すべき
- (10) 勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき
- (11) 議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、引き続き検討

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 議員定数の法定上限を撤廃
- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした

### ○平成24年自治令改正(政令第137号)

- ・ 法定受託事務のうち議決事件とすることが適当でない事務を規定

### ○平成24年地方自治法改正

- ・ 条例により、定例会・臨時会の区別を設けず、通年の会期とすることができることとされた
- ・ 議長等による臨時会の招集請求後、20日以内に長が招集しないとき、議長が臨時会を招集

### ○平成23年自治令改正(政令第410号)

- ・ 地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち条例で定めるものに拡大

※運用改善の提言を除く

## 第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3.16)

- (1) 議会が決算認定せず、その理由を示した場合に、議会が指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべき
- (2) 議会による予算修正権の拡大については、慎重に検討していくべき
- (3) 議員の位置付けやその職責・職務の法制化については、今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討すべき
- (4) 選挙制度のあり方については、議会政治の根幹に関わる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要
- (5) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするため、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要
- (6) 公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和について、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要

### ○平成29年地方自治法改正

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表しなければならないこととする

# 地方議会の選挙制度

# 地方議会議員の選出

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成。
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（§17）
- 議員の定数は条例で定める。（§90、§91）

- ① **任期**：原則として、一般選挙の日から起算して**4年**（§93）  
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
- ② **選挙権**：日本国民たる**年齢満18歳以上**で、  
引き続き**3か月以上市町村の区域内に住所を有する者**（§18、公選法 § 9）
- ③ **被選挙権**：当該地方議会議員の**選挙権を有する者**で、**年齢満25歳以上**のもの（§19、公選法 § 10）

## ④ 地方議会の議員の選挙(都道府県、市町村等)の区域・定数:

- ・ 都道府県：  
**市町村の区域**（公選法 § 15①～⑤・⑨）
- ・ 指定都市：  
**行政区の区域**（公選法 § 15⑥）
- ・ その他市、町村：  
**原則その市町村の区域**をもって選挙区となるが、  
特に必要があるときは**条例で選挙区を設置**（公選法 § 15⑥）

① 一の市の区域、  
② 一の市の区域と隣接する町村の区域 又は  
③ 隣接する町村の区域を合わせた区域  
のいずれかを基本とし、条例で規定。  
なお、指定都市の区域においては、行政区の区域を分割せずに2以上の選挙区を設ける必要。

- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、**人口に比例して、条例で定めなければならない**。（公選法 § 15⑧）



# 選挙制度における身分に関する主な規定

## ○ 請負・兼業の禁止 (p.18) 関連

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、請負関係（地方自治法 § 92の2・142）を有する者は、選挙管理委員会に対し、当選の告知を受けた日から五日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、当選を失う。

（公職選挙法 § 104）

## ○ 兼職の禁止 (p.23) 関連

国又は地方公共団体の公務員等は、一定の例外（※）を除き、在職中、公職の候補者となることができない。

（公職選挙法 § 89）

（※）立候補できる地方公務員の例

- ・ いわゆる単純労務者
- ・ 臨時又は非常勤の委員、顧問、参与、嘱託員等（選挙管理委員会の委員等を除く。）
- ・ 消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）
- ・ 地方公営企業等の本庁の課長相当職以外の者

公職の候補者となることができない公務員（公職選挙法 § 89）が、公職の候補者となったときは、失職する。

（公職選挙法 § 90）

# 地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

地方選挙における選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラについては、条例で定めるところにより公営を行うことが可能であり（任意公営制度）、順次拡大。

区分	公営の有無			供託金額	供託物没収点
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市の市長選挙	○	○	○	240万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
指定都市の議会議員選挙	○	○	○	50万	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市以外の市長選挙	○	○	○	100万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
指定都市以外の市議会議員選挙	○	○	○	30万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
町村長選挙	×	×	×	50万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
町村議会議員選挙	×	×	頒布不可	—	—